

米国  
環境保護庁ワシントン, DC 20460  
大気プログラム事務局ENERGY STAR®プログラムにおける  
認定試験所に対する EPA 認可の申請書  
バージョン 1.0

---

本書は、米国 EPA の ENERGY STAR プログラムによる、試験所の認可の申請書である。ENERGY STAR プログラムの EPA に認可された認定試験所として活動するためには、以下に示される指示に従い、本申請書に必要事項を記入し、EPA に提出すること。EPA 認可を確認した時点から、ENERGY STAR プログラムの EPA 認可を受けた認定試験所としての業務を開始することができる。

## 指示:

1. 第 VI 章に全文が記載されている、「ENERGY STAR プログラムの試験所の認可に関する条件と基準」を読み、内容を理解する。
2. 申請書に記入する。特に指定の無い限り、すべての記入欄への記入が必要とされる。
3. 以下のいずれかの方法により、申請書への署名を行う。
  - a. 電子署名を挿入する。あるいは、
  - b. 申請書を印刷し、手書きで署名を行い、申請書を読み取り PDF 形式に変換する。
4. 記入済みの申請書と所要の添付書類を、以下のアドレスに電子メールにて送信する。  
[ENERGYSTARVerificationProgram@energystar.gov](mailto:ENERGYSTARVerificationProgram@energystar.gov)

## I. 試験所情報

試験所の名称：  
 試験所の URL：  
 所在地 1（例：通り名称）：  
 所在地 2（例：部屋番号）：  
 市町村名：  
 州名：  
 郵便番号：  
 国名：

連絡先窓口担当者の名：  
 連絡先窓口担当者の姓：  
 連絡先窓口担当者の役職：  
 電子メールアドレス：  
 電話番号

連絡先窓口担当者の郵送先が貴団体の所在地と異なる場合には、以下に連絡先窓口担当者の郵送先を記入すること。

所在地 1（例：通り名称）：  
 所在地 2（例：部屋番号）：  
 市町村名：  
 州名：  
 郵便番号：  
 国名：

以下の連絡先窓口副担当者に関する情報への記入は**任意**。

連絡先窓口副担当者の名：  
 連絡先窓口副担当者の姓：  
 連絡先窓口副担当者の役職：  
 電子メールアドレス：  
 電話番号

連絡先窓口副担当者の郵送先が貴団体の所在地と異なる場合には、以下に連絡先窓口副担当者の郵送先を記入すること。

所在地 1（例：通り名称）：  
 所在地 2（例：部屋番号）：  
 市町村名：  
 州名：  
 郵便番号：  
 国名：

II. 試験所は第一者試験所であるか（すなわち、製造事業者所有であるか）。 はい / いいえ

「はい」と回答し、さらに当該試験所が ENERGY STAR 製造事業者パートナーの系列である場合は、以下に、当該パートナーの名称をパートナーシップ合意に記載されているとおりに記入し、そのパートナーとの関係性を説明すること。

パートナー名：

第一者試験所と ENERGY STAR パートナーとの関係性：

III. 一般要件：「ENERGY STAR プログラムの試験所の認可に関する条件と基準」に従い、EPA 認可の認定試験所は、EPA 認可の認定機関による、ISO/IEC 17025「試験と較正の試験所の能力に関する一般要件 (General requirements for the competence of testing and calibration laboratories)」に対する認定を維持しなければならない。

- a. EPA 認可の認定機関の名称：
- b. 試験所認定の発効日：
- c. 試験所認定の有効期限（該当する場合）：
- d.  試験所の認定証明書および認定の範囲の電子複写物が、本書に添付されている（確認のために印を付ける）。

注釈（任意）

- IV. **認定の範囲**: 貴試験所が ENERGY STAR 適合に準じた製品試験を認定されている各 ENERGY STAR 製品区分を、以下の一覧から選択する。EPA 認可は製品区分に基づくものであるため、EPA は、貴試験所の認定範囲に試験方法が示されている製品に対してのみ、貴試験所を認可する。将来的に、以下の一覧において選択していない製品に対する試験の実施を希望する場合には、追加する製品を選択した申請書および貴試験所の最新認定範囲を再提出する。

## ENERGY STAR 製品区分

### 家庭用電気製品

- 衣類洗濯機
- 食器洗浄機
- 冷蔵庫および／または冷凍庫
- 居室用空調機器（ルームエアコンディショナー）

### オフィス機器

- コンピュータ
- ディスプレイ
- 画像機器

### 外食産業用機器

- 業務用食器洗浄機
- 業務用揚げ物調理器
- 業務用鉄板焼き調理器
- 業務用保温棚
- 業務用製氷機
- 業務用オープン
- 業務用冷蔵庫&冷凍庫
- 業務用蒸し器

### その他製品

- バッテリー充電システム（BCS）
- コンピュータサーバー
- 新造の冷蔵飲料自動販売機
- 再造の冷蔵飲料自動販売機
- 家庭用除湿機
- 家庭用温水器
- 居室用空気清浄機
- 冷水器

### 家庭用電子機器

- 音響／映像機器
- デジタルーアナログ変換器
- セットトップボックス&ケーブルボックス
- 電話製品
- テレビ

### 暖房、換気、および空調製品

- ボイラー
- 中央管理式空調機器および空気熱源ヒートポンプ
- 暖房炉
- 地熱源ヒートポンプ
- 軽量型業務用 HVAC
- 家庭用天井扇
- 家庭用換気扇

### 住宅およびビルの外装製品

- 屋根製品
- 窓、扉、天窓

### 照明製品

- 装飾用線状照明
- 一体型 LED 電球
- 家庭用照明器具
- ねじ込み式電球型蛍光灯（CFL）
- 半導体照明器具（SSL）

## V. 宣言 :

左記枠に印を記入することにより、「ENERGY STAR プログラムの試験所の認可に関する条件と基準」（本文は次頁から記載される）の条項を読み、これに合意し、本申請書を通じて提出した情報が、自己の知り得る範囲において確かに正確であり、ここに記される試験所に関連するものであることを宣言する。ENERGY STAR プログラムが、本申請書に記載されているすべての情報と本試験所を結びつけて考えるものと理解している。提出した情報のいずれかが不正確であると判明した場合に、本試験所が EPA 認可の認定試験所一覧から削除されることを了解している。米国政府に対し、故意に誤った情報を提出することは、the False Statement Act, Title 18 U.S.C. section 1001 に対する犯罪行為であると理解している。

以下のいずれかの方法により、申請書への署名を行う。

- a. 電子署名を挿入する。あるいは、
- b. 申請書を印刷し、手書きで署名を行い、申請書を読み取り PDF 形式に変換する。

最高経営責任者／署名 :

印字による氏名 :

役職 :

日付 :

## VI. ENERGY STAR®プログラムの試験所の認可に関する条件と基準

ENERGY STARプログラムのEPA認可の認定<sup>1</sup>試験所となるためには、試験所は、常に下記要件を遵守することに書面にて合意すること。

### 一般要件:

- 1) EPAにより認可された認定機関 (AB: Accreditation Body) による ISO/IEC 17025 「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項 (General requirements for the competence of testing and calibration laboratories)」に対する認定を維持する。ISO/IEC 17025 の特筆すべき内容には、試験所に対する以下の要件が含まれる。
  - a) 品質目標、責務、および運用方法を明確に示す指針を有している。
  - b) 試験を実施するために必要な教育と研修を受けている経験豊富な人材を雇用している。
  - c) 適切な試験に必要な物理的な設備と試験装置を有している。
  - d) 測定装置が正確で較正されていること、また較正記録が保持されていることを確保する。
  - e) 観察記録、試験データ、および計算のすべての原本の記録が保持されている。および、
  - f) 従業員の業務品質に悪影響を及ぼす可能性のある、不当な内的または外的な商業上、財政上、あるいは他の要因による圧力や影響からの、試験所の管理体制および従業員の解放を確保するための取り決めを維持する。

*注記: 試験所が製品試験の公平性を常に維持することを、EPA は期待している。ISO/IEC 17025 の要件と整合する公平性の証明には以下の内容が含まれるが、これらに限定されない可能性がある。*

- i) 試験所の結果について管理、実施、または検証を行う全職員の責務、権限、および相互関係が、職員の業務品質に悪影響を及ぼす可能性のある要因から影響を受けないことを示す組織図。
  - ii) 内部監査の日付、監査所見、および是正措置。
  - iii) 顧客からの苦情と是正処置。
  - iv) 参加した従業員名を含む再現性に関する十分な情報が記載された試験記録の原本。
  - v) 試験所の被雇用者が倫理や遵守の監査に参加し、定期的に合格しているという証拠。
  - vi) 試験結果に不当な影響を与えようとする企てに対し、報告や対処する機構が実施されているという証拠。
- 2) 試験所の試験施設、備え付け備品、装置、および従業員を活用する試験の実施方法を詳細に説明する、公認の各 ENERGY STAR 試験方法に関して、個別の試験所用試験方法を策定し維持する。
  - 3) 試験結果に対する不当な影響を隠蔽または及ぼそうとするすべての企てについては、直ぐに EPA/DOE に通知する。
  - 4) 試験所が試験予定の製品に対する ENERGY STAR プログラムにおいて説明されるとおりに試験方法を実施する試験所の具体的能力が、試験所の認定範囲に記録されている。2

*注記: 試験所と認定機関の負担を軽減するために、EPA は、ENERGY STAR 基準を改定するときに、試験所に対してその認定範囲の更新を求めない予定である。ただし EPA は、基準の現行バージョンのプログラム要件において説明されている試験方法と試験所の試験方法が引き続き整合していることを、試験所が確保することを求める予定である。さらに、試験方法における主な変更、例えば、基準改定により基準の前バージョンとは全く異なる試験方法が求められる場合は、新たに必要とされる試験方法を反映するように認定範囲を更新することが必要となる。*

<sup>1</sup> ISO/IEC 17025 に対する認定維持の代替方法として、試験所は、EPAが認可する認証機関の監視付きまたは立ち会い付き製造事業者の試験所プログラム (SMTL/WMTL) に参加することができる。本選択肢に関する詳細については、「ENERGY STARプログラムの認証機関の認可に関する条件と基準」の付属資料Aを参照する。

- 5) EPA または EPA から任命された代表者が、自己の裁量により、ENERGY STAR プログラム要件に対する適合あるいは適合の検証のために実施される、あらゆる試験に立ち会うことを認める。EPA またはその任命された代表者は、立会人としてのみ活動し、いかなる方法においても試験所の試験業務に参加しないことに合意する。

**試験所の相互比較試験:**

- 1) EPA/DOE が必要と判断する場合において、適切かつ利用可能な試験所の相互比較試験 (ILC : inter-laboratory comparison) に参加することに合意する。
- 2) 技能検定試験実施者からの指示において特に定められていない限り、通常の試験/校正および報告の方法に従って ILC を実施する。
- 3) 要求に応じて以下の内容を EPA/DOE に提出する。
  - a) ILC の結果。
  - b) これら結果の分析。および、
  - c) 異常あるいは容認できない結果に対する詳細な是正措置。

**報告:**

- 1) 認定証明書と認定範囲のデジタル複写物を EPA に提出する。この提出物には、少なくとも以下のものが含まれる。
  - a) 認定の発効日。
  - b) 認定の有効期限 (該当する場合)。および、
  - c) ENERGY STAR に関連する認定された試験方法。
- 2) 是正措置の計画と書類不備の解決方法を含む、ENERGY STAR 試験に関連する評価書類の複写物を、当該試験所の AB が EPA と共有することを認める。
- 3) 試験所の以下の内容に影響を及ぼす主要な変更は、30 日以内に EPA と当該試験所の AB の両方に報告する。
  - a) 法律、商業、組織、あるいは所有権に関する状況。
  - b) 組織構成および管理体制 (例: 主要管理職員)。
  - c) 適切な場合において、方針または手続。
  - d) 所在地。
  - e) 重要な場合において、従業員、施設、作業環境、または他の資源。および、
  - f) 試験所の能力、認可されている活動の範囲、または ENERGY STAR 要件および関連する技術書類の遵守に影響を与える可能性のあるその他事項。
- 4) ENERGY STAR 試験方法に関するすべての問題は、解決のために EPA に送信し、これら問題の解決に関連する EPA の決定に従う。

「ENERGY STAR プログラムの試験所の認可に関する条件と基準」本文終了

この情報群に関する公的報告と記録管理の負担は、1 件あたり平均 4.2 時間と試算されている。情報の必要性、提示されている負担試算の正確性、および自動収集技術の使用など回答者の負担を最小化する方法案について、意見を米国環境保護庁 (1200 Pennsylvania Ave., NW, Washington, D.C. 20460) の収集戦略部責任者 (2822T) 宛に提出する。すべての通信文において OMB 管理番号を記載すること。なお、この宛先に記入済みの申請書を送付しないこと。